

人事院公示第9号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第21条第1項の規定に基づき、平成23年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和元年12月13日

人事院総裁 一宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 採用試験の受験の申込み及び受験</p> <p>一 採用試験の受験の申込み</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 採用試験を受けようとする者は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>及び人事院規則1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における<u>情報通信技術の活用</u>）の定めるところにより、受験申込書の提出に代えて、同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行うことができる。この場合における</p>	<p>1 採用試験の受験の申込み及び受験</p> <p>一 採用試験の受験の申込み</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 採用試験を受けようとする者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>及び人事院規則1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における<u>情報通信の技術の利用</u>）の定めるところにより、受験申込書の提出に代えて、同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行うことができる。この場合に</p>

当該受験の申込みの試験機関への到達については、同条第3項の定めるところによる。	おける当該受験の申込みの試験機関への到達については、同条第3項の定めるところによる。
(8)・(9) (略)	(8)・(9) (略)
二 (略)	二 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

2 この決定による改正は、令和元年12月16日から効力を発生する。